

必要表示事項

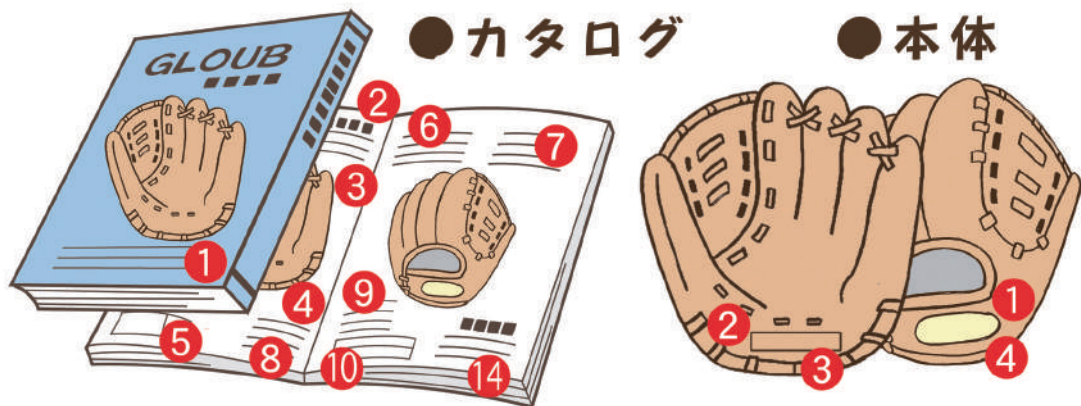
規約では、スポーツ用品を製造又は販売するにあたり、カタログ（規約第4条）、本体（第5条）、取扱説明書（第6条）、店頭（第7条）、チラシ等（第8条）の表示媒体ごとに、必要表示事項の項目を定めています（下表参照）。

店頭において、商品の本体、容器、包装、又はカタログ等による表示により一般消費者に容易に必要表示事項が分かるようになっている場合には、その必要表示事項の表示を省略することができます。

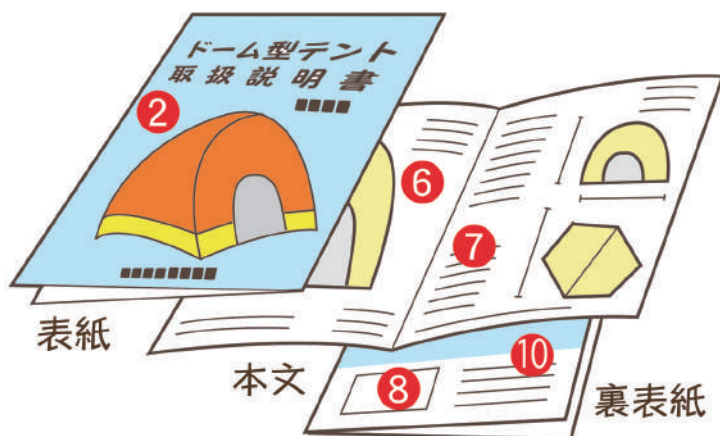
必要な表示の項目

表示事項	製造・輸入業者に対する表示義務			小売店に対する表示義務	
	カタログ	本体 (容器又は 包装含む)	取扱説明書	店頭	チラシ等
1. 製造業者又は商標名	○	○		○	○
2. 品名及び品番 (セット商品はその旨及び セットの内容)	○	○	○	○	○
3. 材 質	○	○		○	
4. 寸法又は規格	○	○		○	
5. 「国産品」、「原産国名」などの表示 ※	○	○		○	
6. 付属品に関する事項 (付属品がある場合のみ)	○		○	○	○
7. 取扱上の注意 (必要な時のみ)	○		○		
8. 事業者の住所、氏名又は名称	○ カタログ 発行者		○ + 電話番号		
9. 発行時期	○				
10. アフターサービス及び消費者 からの問い合わせ窓口	○		○		
11. 販売価格				○	○
12. 加工料 (必要な場合のみ)				○	○
13. 販売数量、販売期間に限定 がある場合					○
14. その他、施行規則で定める 事項	○	○		○	

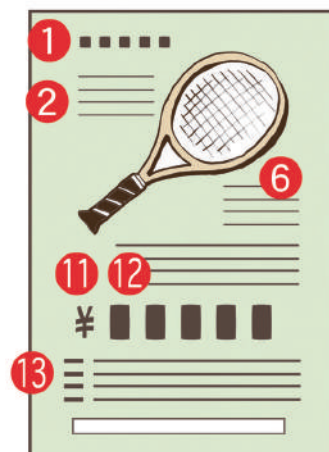
※輸入品は原産国、輸入品と誤認される国産品は国産品である旨



●取扱説明書



●チラシ



- ① 製造業者又は商標名 ② 品名及び品番 (セット商品はその旨及びセットの内容)
- ③ 材質 ④ 寸法又は規格 ⑤ 「国産品」、「原産国名」などの表示 (輸入品は原産国、輸入品と誤認される国産品は国産品である旨)
- ⑥ 付属品に関する事項 (付属品がある場合のみ) ⑦ 取扱上の注意 (必要な時のみ)
- ⑧ 事業者の住所、氏名又は名称 ⑨ 発行時期 ⑩ アフターサービス及び消費者からの問い合わせ窓口 ⑪ 販売価格 ⑫ 加工料 (必要な場合のみ)
- ⑬ 販売数量、販売期間に限定がある場合 ⑭ その他、施行規則で定める事項

チラシ等における
必要表示事項の記載例

1. 製造業者又は商標名

2. 品名及び品番

チラシ

AB社製
今年度NEWモデル
テニス ラケット
TR-123



6. 付属品に関する事項

11. 販売価格

12. 加工料(必要な場合のみ)

付属品

バランス・ウェイト
本体メーカー希望 25,000円
ガット〃 2,000円
加工賃自店平常価格 1,500円

~~28,500円~~

販売価格 24,000円

13. 販売数量、販売期間に限定
がある場合

在庫……………20本限
販売日…………6月12日～20日

東京都台東区〇〇〇
XYZスポーツショップ

【規約第8条】



●消費者が容易に分かる時は第7条は省けます！